

京都市上下水道局告示第5号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年6月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 届出業者名等

京都市下京区朱雀分木町3番地

株式会社宮崎水道工業所

代表取締役 宮崎 俊彦

2 変更事項（代表者の変更）

宮崎健一から宮崎俊彦に変更

(上下水道局下水道部管理課)